一般社団法人徳島県就業支援機構理事会規程

２０２５年９月１日制定

第１章 総 則

（目的）

第１条 この規程は、一般社団法人徳島県就業支援機構（以下「支援機構」という。）における理事に関する基本的な事項を定めたものであり、理事は、法令及び定款に定めるもののほかはこの規程により、その適法かつ円滑適切な運営を図ることを目的とする。

（理事の構成制限）

第２条　理事会を構成する理事については、次の各号に掲げる制限を受ける。

（１）各理事について、当該理事及びその配偶者又は三親等内の親族その他特別の関係がある者である理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないものとする。

（２）他の同一の団体の理事である者、その他これに準ずる相互に密接な関係にある理事の合計数が、理事の総数の３分の１を超えないものとする。

（構成及び出席）

第３条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

２　理事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席しなければならない。

３　監事は、やむを得ない事由がある場合を除き、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

第２章 理事会の議事

（議長）

第４条　理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは出席した理事の中から議長を互選する。また、理事長が特別の利害関係を有する決議に関しても同様とする。

（理事会の運営）

第５条 理事会は、在任する理事の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

２　議長は、理事会の開会に際し、出席者数を確認しなければならない。

３　議長は、理事会の秩序を維持し、議事を整理する。

４　理事は、理事会の目的である事項に係る議案の内容に関し、自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、当該議案の審議に先立ち、議長に申し出なければならない。

５　議長は、前項の申出を受け、又は、自らの判断により、理事会の目的であ

る事項に係る議案の内容に関し、特定の理事が特別の利害関係を有すると認めるときは、当該理事を当該議案の審議及び決議から除くものとする。

（決議の省略）
第６条　理事が、理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、理事は、その提案につき自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、その旨及びその理由を理事長（理事長において自らが特別な利害関係を有するおそれがあると認める場合には、他の理事）に申し出るものとする。

（報告の省略）
第７条　理事又は監事若しくは会計監査人が理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、第１７条第１項の規定による報告については、この限りでない。

（関係者の出席）
第８条 理事会が必要と認めるときは、議事に関係を有する者の出席を得て、その意見を求めることができる。

（議事録）
第９条　理事会の議事については、法令及び支援機構の定款で定めるところにより、議事録を作成する。
２　議事録には、別表に掲げる場合の区分に応じ、当該別表に定める事項を記載し、出席した理事長（理事長に事故があるとき又は理事長がかけたときは出席した理事）及び監事は、当該議事録に署名又は記名押印するものとする。

（議事録の配布）
第10条　議長は、欠席した理事及び監事に対して、議事録の写し及び資料を配布して、議事の経過及びその結果を遅滞なく報告するものとする。

第３章 理事会の権限

（権 限）
第11条 理事会は、支援機構の業務執行を決定し、理事の職務の執行を監督するとともに、理事長及び専務理事の選定若しくは解職その他法令又は支援機構の定款で定める職務を行う。

(取引の制限)
第12条　理事は、次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を受けなければならない。
（１）自己又は第三者のためにする支援機構の事業の部類に属する取引

（２）自己又は第三者のためにする支援機構との取引
（３）支援機構がその理事の債務を保証することその他その理事以外の者との間に おける支援機構とその理事との利益が相反する取引
２　前項の取引をした理事は、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

（責任の一部免除又は限定）
第13条　支援機構は、理事又は監事の「一般社団法人及び一般財団法人に関する法律」第１９８条において準用する同法第１１１条第1項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
２　支援機構は、理事(業務執行理事又は支援機構の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人との間で、前項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約にもとずく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

（決議事項）
第14条 理事会が決議すべき事項は、次のとおりとする。
（１）法令に定める事項
イ　支援機構の業務執行の決定
ロ　代表理事及び専務理事の選任及び解任
ハ　社員総会の日時及び場所並びに社員総会の目的である事項の決定
二　重要な財産の処分及び譲受け
ホ　多額の借財
ヘ　重要な使用人の選任及び解任
ト　従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止
チ　理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法令で定める体制の整備
リ　第１１条第１項各号に規定する取引（以下「利益相反等取引」という。）の承認
ヌ　定款第４１条第１項に規定する事業計画書、収支予算書等の承認
ル　定款第 ４２条第１項に規定する貸借対照表、損益計算書等の承認
ヲ　その他法令に定める事項
（２）定款に定める事項
イ　情報公開規則その他支援機構の運営に必要な規則の制定、変更及び廃止
ロ　理事長及び専務理事の選定又は解職
ハ　第１２条第１項の責任の免除及び同条第２項の責任限定契約の締結
ニ　財産の管理及び運用

ホ　その他定款に定める事項
（３）その他重要な業務執行に関する事項
イ　重要な事業その他の契約の締結、解除及び変更
ロ　重要な事業その他にかかる争訟の処理
ハ　その他支援機構の規則に定める事項
二　その他理事会が必要と認める事項

（理事の取引の承認）
第15条　理事が利益相反等取引をしようとする場合は、次の事項を明示して理事会の承認を得るものとする。
（１）取引をする理由
（２）取引の内容
（３）取引の相手方・金額・時期・場所
（４）取引が正当であることを示す参考資料
（５）その他必要事項
２　前項の承認後、前項に示した事項について変更が生じた場合は、利益相反等取引を行う前に理事会の承認を得るものとする。

（責任の免除）
第16条　理事会は、その決議により、第１０条第１項に基づき、理事又は監事の一般法人法第１９８条において準用する同法第１１１条第１項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任額から法令で定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。
２　前項の理事の責任の免除に関する議案を理事会に提出する場合には、各監事の同意を得なければならない。
３　第１項の規定に基づき、役員等の責任を免除する旨の決議を行ったときは、理事長は、遅滞なく一般法人法第１９８条において準用する第１１３条第２項各号に掲げる事項及び責任を免除することに異議がある場合には３か月以内に当該異議を述べるべき旨を会員に通知しなければならない。
４　会員（前項の責任を負う役員等であるものを除く。）の１０分の１以上の会員が３か月以内に前項の異議を述べたときは、理事会は第１項にもとずく免除をすることができない。

（責任限定契約）
第17条 支援機構は、理事会の決議により、第１０条第２項に基づき、理事（業務執行理事又は支援機構の使用人でないものに限る。)、監事又は会計監査人との間で、前条第 1 項の賠償責任について、法令の定める要件を満たす場合には、賠償責任を限定する旨の契約を締結することができる。ただし、その契約にもとずく賠償責任の限度額は、法令で定める最低責任限度額とする。

（報告事項）
第18条　理事長及び専務理事は、毎事業年度に４か月を超える間隔で２回以上、

自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。
２　監事は、理事が不正の行為をし、若しくは当該行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認めるときは、遅滞なく、その旨を理事会に報告しなければならない。
３　理事が利益相反等取引をしたときは、その取引後、遅滞なく、その取引について重要な事実を理事会に報告しなければならない。

第４章 事務局

（事務局）
第19条　理事会の事務局には、事務局長が当たる。

第５章 雑 則

（改 廃）
第20条　この規程の改廃は、理事会の決議による。

附　　則
１　この規程は、２０２５年９月１日から施行する。
２　当分の間、専務理事を選任しない。本規程中「専務理事」とあるのは「業務執行理事」と読み替える。

別表

議事録記載事項

Ⅰ　規定により理事会が開催された場合

1　理事会が開催された日時及び場所、理事総数（当該場所に存しない理事、監事又は会計監査人が理事会に出席した場合における当該出席の方法を含む。）

2　理事会が臨時に開催された場合は、その旨

3　理事会の議事の経過の要領及びその結果

4　決議を要する事項について特別の利害関係を有する理事があるときは、当該理事の氏名

5　規定により理事会において述べられた意見又は発言があるときは、その意見又は発言の内容の概要

6　出席した理事及び監事の氏名

7　理事会に出席した会計監査人の氏名又は名称

8　議長の氏名

Ⅱ　第５条の規定により理事会の決議があったものとみなされた場合

1　理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

2　前記１の事項を提案した理事の氏名

3　理事会の決議があったものとみなされた日

4　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

Ⅲ　第６条の規定により理事会への報告があったものとみなされた場合

1　理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

2　理事会への報告を要しないものとされた日

3　議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

以上